

平成 29 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
生産国における現地情報の収集  
(欧州地域等)

報 告 書  
抜粋  
« フィジー »

平成 31 年 3 月

林野庁



## 目 次

□ : 本国別報告書の抜粋（要約）箇所

1	報告書の概要 .....	1
2	事業の概要 .....	2
2.1	事業の背景及び目的 .....	2
2.2	事業の実施内容等 .....	2
2.3	事業の実施体制 .....	10
3	クリーンウッド法の概要 .....	11
3.1	基本方針 .....	11
3.2	合法性の確認方法 .....	11
4	生産国における現地情報の収集 .....	14
4.1	ルーマニア .....	14
4.2	エストニア .....	43
4.3	ラトビア .....	96
4.4	イタリア .....	138
4.5	南アフリカ .....	159
4.6	フィジー .....	187
4.7	フィンランド .....	216
4.8	スウェーデン .....	246



# 1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下、「クリーンウッド法」という) が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 29 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカと、文献調査のみのフィンランド及びスウェーデンの計 8 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 30 年 3 月から 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 4 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、林野庁、学識経験者、業界団体等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、平成 31 年 2 月中旬に開催された成果報告会において広く関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

## 2 事業の概要

### 2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デュー・ディリジェンス」(払って然るべき正当な注意義務及び努力) の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28 年度の先行事業に引き続き、平成 29 年度補正予算において「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）」として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

### 2.2 事業の実施内容等

#### 2.2.1 事業の内容

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

## 1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

## 2) 事業の具体的な内容

事業の具体的な内容は以下の通りとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

### (1) 調査対象国

ルーマニア、エストニア、ラトビア、フィジー、南アフリカ等

(文献調査対象国として、フィンランド及びスウェーデンが追加指示された)

### (2) 調査内容

#### ア 木材流通状況調査

- ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
- ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

#### イ 森林の伐採に関する法令等の調査

- ・伐採に関する法令の概要
- ・伐採に関する許可証等の法令に基づく書類の有無
- ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件

#### ウ 木材の流通段階における法令調査

- ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
- ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

## 2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記の事業の目的及び実施内容等を十分に踏まえた上で、次の基本的な実施方針を掲げて、事業の効率的かつ効果的な実施に取り組んだ。

### 1) 調査対象国の選定

本事業の目的及び実施内容を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）に係る仕様書」に記載された調査対象国 7 カ国に、イタリアを追加し、計 8 カ国を調査対象国とした。

イタリアは、木製家具の日本輸入額がアジア圏に次いで突出して大きく、製材や合板の輸入額も近年著しく増加している。その一方で、同国については、バルカン諸国やアフリカ諸国の高リスク国からの木材が混入する重大なリスクが報告されている。2018 年 2 月時点で「クリ

ーンウッド・ナビ」に掲載されておらず、同国の現地情報の収集が重要であると判断した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【欧州地域】ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア 【大洋州地域】フィジー 【アフリカ地域】南アフリカ 計 6 カ国
文献調査のみ	【欧州地域】フィンランド、スウェーデン 計 2 カ国
合計	計 8 カ国

## 2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第6条において木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として課せられた「判断の基準」に基づいて、次のマトリックス表を活用した。なお、「判断の基準」は、EU木材規則の「デュー・ディリジェンス」と近しい概念となっている。

表 2.2.2 判断の基準に基づくマトリックス表

デュー・ディリジェンス	素材生産	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
合法性の確認							
追加的措置							

判断の基準の構成要素としては、①情報の収集、②合法性の確認、③追加的措置がある（EU木材規則のデュー・ディリジェンスの構成要素は①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減となっている。）。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、素材生産から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。

木材流通の対象製品は、丸太、製材品、木材チップ・木質ペレット、合板・集成材、木製家具、紙を想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税表第9部第44類(紙の場合は第48類)に掲げられている品目を、基本的に調査対象とすることとした。

ただし、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、事例については、各国の日本への輸入が特徴的な品目に焦点を当てて、情報収集を行うこととした。

### (1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

## (2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権（土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可）
- 税金と手数料(ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税)
- 木材伐採(林業(木材伐採) 規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用)
- 第三者の権利(慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)、先住民族の権利)
- 貿易と輸送(樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES(ワシントン条約)、デュー・ディリジェンス/デュー・ケア)

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

## (3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。

ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- 現地サプライチェーン監査(CoCに特化)
- 森林管理ユニット(FMU)監査(現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認)
- 認証/証明木材を要求する
- サプライヤー代替
- サプライチェーンマッピング(追加情報の要求)

本事業では、このようないスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

### 2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

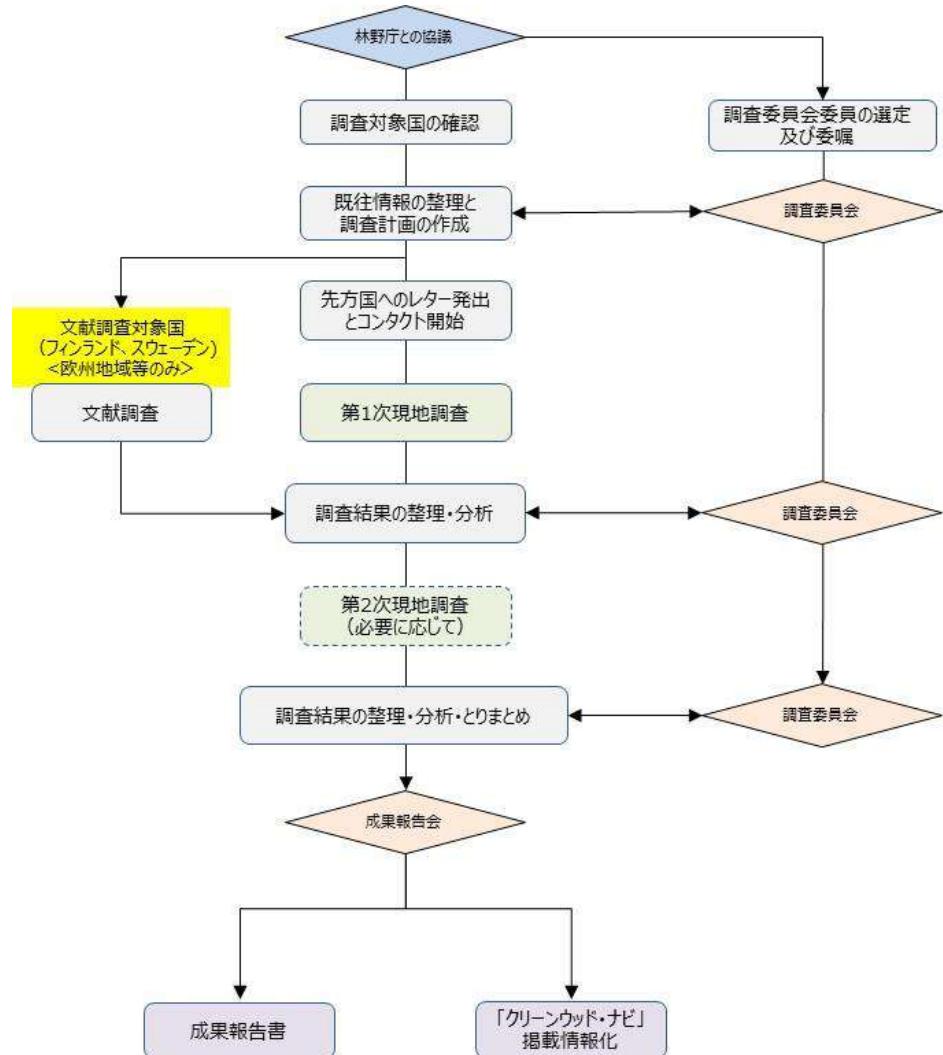


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

## 【生産国における現地情報の収集】

### 1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。その際には、以下の Web サイトを中心とした違法伐採に関する情報も収集した。

#### ◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンクである World Resources Institute が運営している。国別の関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト

(業界団体、NGO、行政機関)、リスク評価・低減ツールを掲載している。

◆ **NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)**

デンマークの合法性証明・森林認証関連 NGO が運営しており、上記と同様の内容である。特に、デュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所 Chatham House が運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境 NGO が運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・ディリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

## 2) 現地調査の実施

### (1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、表 2.2.2 に示した工程別の判断の基準の構成要素に着目して、情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において実行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続きに必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

### (2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名	概　況	調査ポイント
欧　州		
ルーマニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>集成材、合板などを日本へ輸出している。</li> <li>森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出輸入)に焦点を当てた。</li> <li>特にオーストリアへの輸出に関連して、オーストリアの木材流通段階についても確認した。</li> </ul>
エストニア	<ul style="list-style-type: none"> <li>製材、木材チップ、集成材などを日本へ輸出している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。</li> </ul>
ラトビア	<ul style="list-style-type: none"> <li>製材、合板などを日本へ輸出している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伐採段階、木材流通段階(原料の輸入、隣国への輸出)に焦点を当てた。</li> </ul>
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。</li> <li>高リスク国からの原料を使用していると指摘されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に木製家具の木材流通段階(原料の輸入・加工・輸出)に焦点を当てた。</li> </ul>
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>製材、合板などを日本へ輸出している。</li> </ul>	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材流通段階に焦点を当てた。</li> <li>原料の輸入についても留意した。</li> </ul>
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>製材、合板、木製家具などを日本へ輸出している。</li> </ul>	<p>【文献調査のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材流通段階に焦点を当てた。</li> <li>原料の輸入についても留意した。</li> </ul>
太平洋州		
フィジー	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に人工林から生産されている。</li> <li>主に木材チップを日本へ輸出している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林の伐採段階に焦点を当てた。</li> </ul>
アフリカ州		
南アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に人工林から生産されている。</li> <li>主に木材チップを日本へ輸出している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工林の伐採段階に焦点を当てた。</li> </ul>

### (3) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、ルーマニア、イタリア、エストニア、ラトビア、フィジー及び南アフリカの6カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ルーマニア	平成30年7月6日～7月22日
イタリア	平成30年9月2日～9月16日 平成30年11月21日～11月25日（注：中国上海において開催されたアジア向けのイタリア家具の展示会にて情報を収集した。）
エストニア	平成30年8月13日～8月24日
ラトビア	平成30年9月28日～10月11日
フィジー	平成30年9月4日～9月18日
南アフリカ	平成30年9月17日～9月30日

### 【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO 等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者と協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種 別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		百村 帝彦	九州大学熱帯農学研究センター 大学院地球社会統合科学府 准教授
3	業界団体	上河 潔	日本製紙連合会 顧問
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		森田 一行	一般社団法人全国木材組合連合会 常務理事
6	NGO	橋本 務太	WWFジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：平成30年5月25日（金）14：00～16：00 場所：TKPスター貸会議室 四谷 第1会議室 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-8-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の紹介</li> <li>本事業の背景、事業内容等の説明</li> <li>調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画（案）の説明</li> <li>本事業の実施方針等に関する協議 等</li> </ul>
第2回	日時：平成30年8月31日（金）14：00～16：00 場所：主婦会館プラザエフ 3F コスモス 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルーマニア、エストニアにおける現地調査結果の概要説明</li> <li>ラトビア、イタリア、フィジー、南アフリカの事前情報収集調査結果の概要説明</li> <li>今後の現地調査の実施方針・方法等に関する協議 等</li> </ul>
第3回	日時：平成31年1月18日（金）13：00～15：30 場所：主婦会館プラザエフ 8F パンジー 〒102-0085 東京都千代田区六番町15	<ul style="list-style-type: none"> <li>全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明</li> <li>今後の報告会開催、報告書の最終化等の方針・方法等に関する協議 等</li> </ul>

### 【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019 年 2 月 15 日（金）

13 時 30 分～16 時 30 分

場所：主婦会館プラザエフ

9F 「スズラン」

〒102-0085

東京都千代田区六番町十五番

参加者数：62 名



## 2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両構成員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区分	氏名	所属・役職
管理技術者	金森 匠彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会 事業部 國際協力グループ グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役(國際協力グループ)
業務担当者		
松本 淳一郎（副査）	(一社)日本森林技術協会 事業部 國際協力グループ リーダー	
久納 泰光	(一社)日本森林技術協会 事業部 國際協力グループ	
中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 國際協力グループ	
小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ	
佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事・調査研究部長	
佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長	
祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部	
大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部	
武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部	
(バックアップ)		
藤井 創一朗	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ	
佐藤 顯信	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ	
吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ	
郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ	
永野 裕子	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ	
宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー	
島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任	

## 4.6 フィジー

フィジーは、300 以上の島で構成される南太平洋の島国である。国土面積は、 $18,270\text{km}^2$  で四国とほぼ同じであり、首都スバ市のあるビチレブ島 ( $10,200\text{ km}^2$ ) と、その北東にあるバヌアレブ島 ( $5,560\text{ km}^2$ ) の 2 島で国土の 87% の面積を占めている。この 2 島は、それぞれ南東側は降雨量が多く湿潤で、北西側は降雨量が少なく比較的乾燥している。

人口は約 90 万人（世銀、2016 年）となっており、2007 年の人口調査によるとフィジー系が 57%、インド系が 38%、その他 5% となっている。インド系の国民はイギリス統治時代にサトウキビ畑で働くためにインドから移ってきた労働者の子孫と言われている。産業としては、観光、ミネラルウォーター製造、製糖、衣料製造などが上位を占めている。

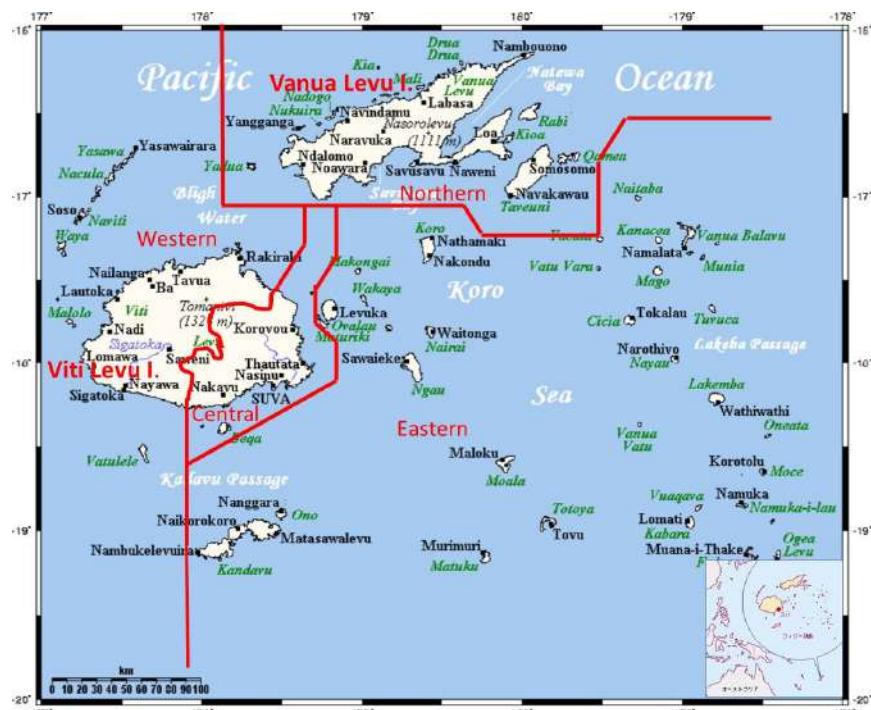


図 4.6.1 フィジー国の位置

出典：フィジー地図は Wikipedia から入手したものに地域境界線、地域名、島名を追加して加工した。右下のフィジー位置図は日本外務省の WEB から引用した。

フィジーの丸太生産量については、1970 年から 2016 年までの郷土樹種（資料には Native species とある）、外来樹種（資料には Exotic species とあるが多くの場合はカリビアマツ (*Pinus caribaea var. hondurensis*) のことと思われる。）、マホガニー (*Swietenia macrophylla*) の 3 種についてフィジー統計局からの資料（フィジー巻末表 - 1）が得られた。その表から作成したグラフは図 4.6.2 のとおりである。郷土樹種の生産量は近年減少しているが、1975 年から生産してきた外来樹種および 1998 年から生産してきたマホガニーにより全丸太生産量は郷土樹種だけの時代より高いレベルを維持している。

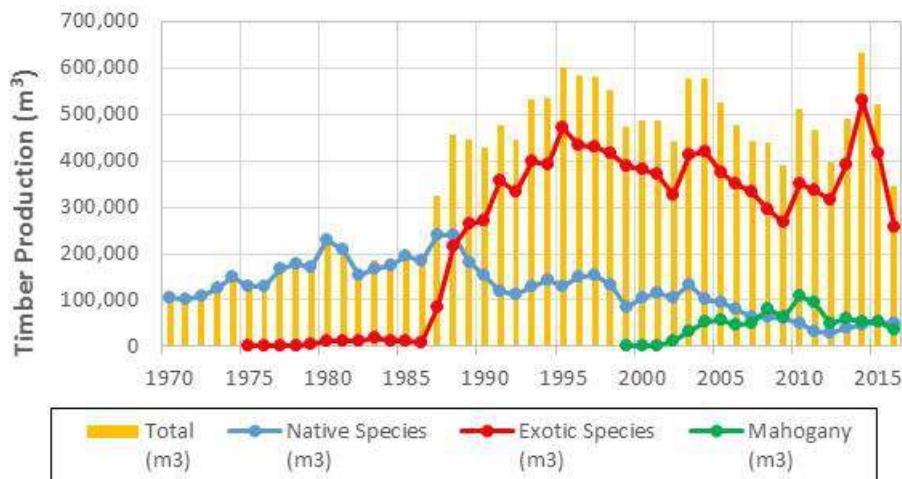


図 4.6.2 丸太生産量の推移

出典：Fiji Bureau of Statistics-Key Statistics, December 2017 より作成

## 4.6.1 木材等の生産及び流通の状況

### 1) フィジーの主な輸出產品

フィジーの品目別の輸出額の状況は、図 4.6.3 に示すとおりである。この図は、フィジー統計局資料（Fiji Bureau of Statistics, July 2018）から輸出額の多い順に並べたものである。データの整理にあたっては、2015 年の数値が大きい品目順に並べたものであるため、年度によっては順位が逆転する場合があるが、おむねミネラルウォーター、砂糖、被服、金の順に輸出額が多い。次に鮮魚、加工魚となり、その次がウッドチップ、木材・コルクなどの木製品である。林業省での聞き取りでは、フィジー国内でコルクの生産が行われているとは聞かないとことであるため、「木材・コルク」は単に品目区分の名称に過ぎないと思われる。

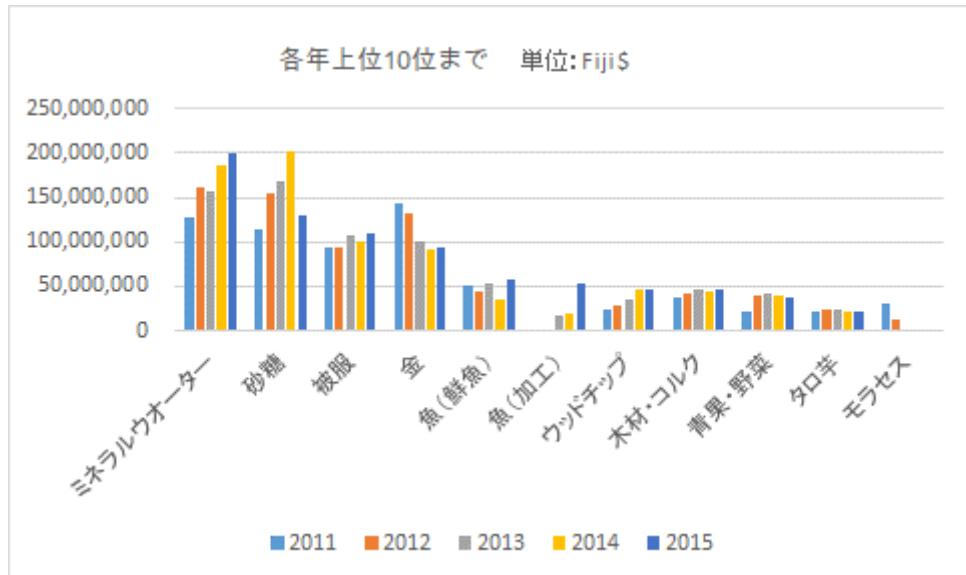


図 4.6.3 フィジーの主な輸出品（2011-2015 年）

出典：International Merchandise Trade Statistics 2015 (Fiji Bureau of Statistics, July 2018)から作成

注) 情報が得られた 2015 年 5 月 11 日の為替レートによると、フィジードルの対円為替レートは、58.93 円/Fiji\$である。

図 4.6.4 は、日本の財務省貿易統計を基に日本がフィジーから輸入している物品（HS コード別）の輸入額を年度別に表したものである。日本のフィジーからの輸入の殆どは HS コード 4401.21-000 の「針葉樹のチップ状又は小片状の木材」となっている。これは具体的にはカリビアマツのパルプ用チップである。その他には、丸太（粗なもの）および製材品がごく少量だけ輸入されている。

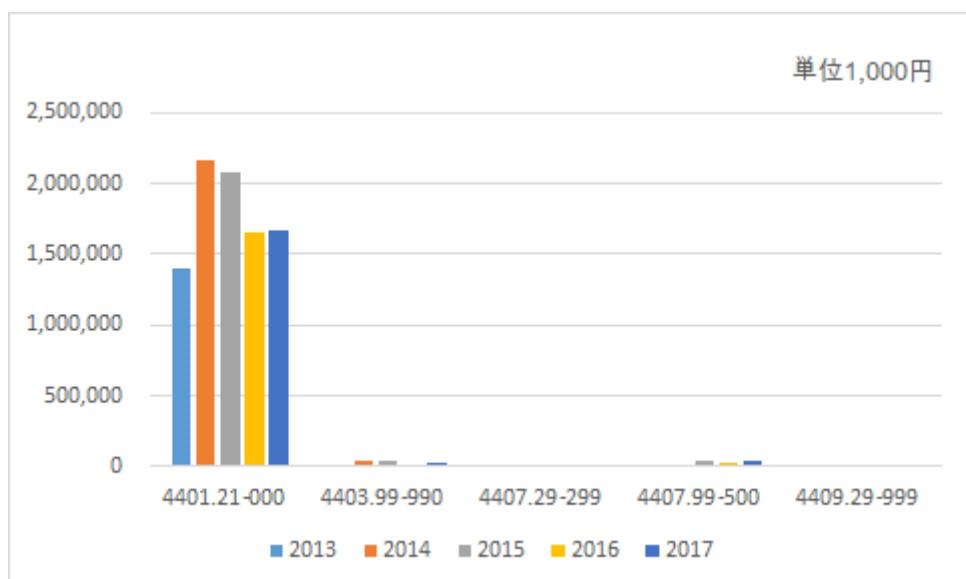


図 4.6.4 フィジーからの輸入実績

出典：日本財務省「貿易統計」資料から作成

表 4.6.1 HS コード

HS コード	コードが示す内容(HSコードにはこのとおりの説明ではないが意味を書き出した)
4401.21-000	針葉樹のチップ状又は小片状の木材
4403.99-990	粗のものに限る。木材で保存剤処理をせず針葉樹でなく熱帯産木材でもなくオーク、ビーチ、かば、ポプラ、アスペン、ユーカリ、桐、フタバガキ科でないもの
4407.99-500	縦に引き若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので厚さが6mmを超える木材で、針葉樹でなくかつ熱帯産木材でもなくオーク、ビーチ、カエデ、サクラ、トネリコ、カバ、ポプラ、アスペン、フタバガキ科、ツゲ、シタン、コクタン、桐でもないもの

出典：HS コード一覧から作成（実際の記述は複雑なため要点だけを書きだした。）

日本が輸入する針葉樹木材チップの 2017 年の輸入先順<sup>1</sup>は、米国、オーストラリア、ニュージーランドに次ぎフィジーとなっており、フィジーは我が国にとって紙パルプ原料輸入先としての重要な位置を占めている。

木材製品生産量については、ITTO の Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 によれば表 4.6.2 のとおりである。この表は、フィジーについては ITTO あるいは FAO などによる推定値で作成されており、同じ数値が繰り返されているなど、必ずしも実態を正確に表している訳ではない。FAO の Forest Products 2016 をみても状況は同じである。また、同表の丸太生産量と前出の図 4.6.2 の丸太生産量とは整合しておらず、フィジーの木材生産量の実態を正確に把握するのは難しいが、同表からは次のようなことが想定できる。

1. 丸太、製材の国内生産量の多くは国内で消費されている。
2. ベニアは国内生産の全量が国内で消費されている。
3. 丸太は少量が輸入もされ輸出もされている。
4. 合板は国内生産量と輸入量の計、国内消費量と輸出量の計がほぼ同量であることから、国内産で補えない種類の合板が輸入され、国内生産量の一部は輸出されている。

表 4.6.2 フィジーの木材等の生産量、消費量、貿易量

年	生産量 1,000m <sup>3</sup>					輸入量 1,000m <sup>3</sup>				
	2012	2013	2014	2015	2016	2012	2013	2014	2015	2016
丸太	800	800	800	800	800	9	6	1	3	3
製材	130	130	130	130	130	1	9	15	2	40
ベニア	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0
合板	11	11	11	11	11	3	4	3	3	2

年	国内消費量 1,000m <sup>3</sup>					輸出量 1,000m <sup>3</sup>				
	2012	2013	2014	2015	2016	2012	2013	2014	2015	2016
丸太	800	763	757	762	762	10	43	44	41	41
製材	117	123	124	119	160	14	15	21	14	10
ベニア	9	9	9	9	9	0	0	0	0	0
合板	10	13	12	13	11	4	1	2	1	1

出典：Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 (ITTO) より作成

<sup>1</sup> 日本製紙連合会資料

表 4.6.3 は、表 4.6.2 と同時期のフィジーの木材等の輸出入額を示したものである。2012-2016 年の 5 年間の合計でみれば、丸太と製材については輸入額に比べ輸出額が圧倒的に多くなっている。ベニアの取り扱い額は少なく、合板は輸出・輸入額がほぼ同水準である。

表 4.6.3 フィジーの木材等の貿易額

年	輸入額 1,000 \$					計
	2012	2013	2014	2015	2016	
丸太	1,112	581	1,635	1,279	1,279	5,886
製材	316	3,446	7,948	1,511	10,698	23,919
ベニア	113	90	39	159	49	450
合板	1,211	1,288	2,056	1,626	1,173	7,354

年	輸出額 1,000 \$					計
	2012	2013	2014	2015	2016	
丸太	4,893	17,799	17,310	16,404	16,404	72,810
製材	16,883	19,215	20,783	17,247	8,397	82,525
ベニア	331	169	287	259	259	1,305
合板	1,481	680	2,354	1,434	1,434	7,383

出典：Biennial review and assessment of the world timber situation 2015-2016 (ITTO) より作成

## 4.6.2 森林管理及び合法伐採木材に関連する法令及びその運用

### 1) 森林管理及び合法伐採木材に関連する行政の体制

フィジー国の林野行政は 2017 年までは、水産森林省 (Ministry of Fisheries and Forests) の森林部 (Department of Forests) が所管していたが、現在は森林部が林業省 (Ministry of Forestry) となっている。首都スバ市に本省があり、南部地域（あるいは中央地域とも書いた資料もある）、西部地域、北部地域に地方局 (Divisional Forestry Office) があり、地方局にはその下部機関としてそれぞれ 4、5、4 の支所 (Station) が置かれている。

また後述するとおり植林あるいは伐採の許認可においては環境省および NLTB<sup>2</sup>も深く関わっている。

Fiji Forest Harvesting Code of Practice によれば、森林伐採には次の法令が関係するとされている。

1. Forest Decree 1992
2. Fiji Pine Decree 1990
3. Fiji Mahogany Industry Development Decree 2010
4. Fiji Mahogany Act 2003
5. Environment Management Act 2005

<sup>2</sup> Native Land Trust Board(NLTB)（別称 iTaukei Land Trust Board(TLTB)）と呼ばれる共有地信託委員会（仮称）

6. Endangered and Protected Species Act 2002
7. Biosecurity Promulgation 2008
8. Coconut Industry Development Authority Act 1998
9. Fijian Affairs Act Cap 120
10. Land Conservation and Improvement Act Cap 141
11. Native Land Trust Act. Cap 134
12. Land Development Act Cap 142
13. Land Sales Act Cap 137
14. State Lands Act Cap 132
15. Surveyors Act Cap 260
16. Property Law Act Cap 130
17. Land Transport Authority Act 1998
18. Health and Safety at Work Act 1996
19. Factories Act Cap 99
20. National Fire Service Authority Act 1994

上記 1. の Forest Decree 1992 に代わる Forest Act 2016 の法案 (Forest Bill 2016) が国会で審議中である。当面は Forest Decree 1992 が森林行政に関する基本法令となっており、伐採許可に関してはその第 9 条および第 10 条が重要とされている。その条文は次のとおりである。

### **Forest Decree 1992**

#### 第 9 条 ライセンス

許認可権者は、所定の書式での申請を受けて、以下の行為を許諾するライセンスを発行することができる。

1. Forest reserve<sup>3</sup>において
  - i. 樹木の伐採搬出
  - ii. 木材以外の林産物の採取
  - iii. 鉱山法で定義されているミネラル以外の泥炭、岩石、砂、貝殻、土壤の採取
  - iv. 家畜放牧あるいは家畜を Forest reserve 放すこと
  - v. 建物の建築や家畜を囲い込むこと
  - vi. 樹木の植栽
  - vii. 狩猟および釣り
2. Forest reserve でもなく、Nature reserve<sup>4</sup>でもなく、個人に譲渡されていない国有地<sup>5</sup>において
  - i. 樹木の伐採搬出
  - ii. 木材以外の林産物の採取
  - iii. 開墾

<sup>3</sup> Forest reserve は、森林が持っている保護能力と生産能力の最大限の結合を永久的に提供するために恒久林として管理されなければならない (Forest Decree 1992 第 7 条 第 1 項より) とされている。

<sup>4</sup> Nature reserve は、植物、動物、土壤、水を含む環境の恒久的な保護のため排他的目的をもって管理されなければならない (Forest Decree 1992 第 7 条 第 2 項より) とされている。

<sup>5</sup> 国有地、個人所有地、共有地などの土地所有形態については次ページの①土地所有権と借地権の項で述べる。

3. Forest reserve でもなく、Nature reserve でもなく個人に譲渡されていない共有地において
  - i. 樹木の伐採搬出
  - ii. 木材以外の林産物の採取
  - iii. 開墾
4. 個人に譲渡された土地において
  - i. 樹木の伐採搬出

#### 第 10 条 ライセンス発行に必要な事前合意

- ① Forest reserve の一部である先住民保有地に関するライセンスは、ロイヤルティに関する規定がなく、あるいは想定されるロイヤルティが規定額より低い場合、共有地信託委員会の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ② Forest reserve 内の国有地を除き、国有地に関するライセンスは、国土庁長官 (Director of Lands) の事前合意を受けた場合のみ発行される。
- ③ Forest reserve 内の先住民共有地を除き、先住民共有地に関するライセンスは、共有地信託委員会の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ④ 先住民共有地の譲渡地における伐採搬出に関するライセンスは、共有地信託委員会及びその土地の賃借人の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ⑤ 国有の譲渡地における伐採搬出に関するライセンスは、国土庁長官 (Director of Lands) 及びその土地の賃借人の事前承諾を受けた場合のみ発行される。
- ⑥ 国有地や先住民共有地以外の譲渡地に関するライセンスは、所有者の事前承諾を受けた場合のみ発行される。

下の写真は、ビチレブ島北西部のラウトカ市にある林業省西部地域局 (Divisional Forestry Office) の構内に立ててある案内板である。これには地域局の業務内容が次のように記載されている。

所管業務	普及活動
1. 伐採許可証の発行 2. 製材許可証の発行 3. 伐採手数料の徴収	1. 苗畑技術の改善と開発 2. 林地の回復と境界確定 3. 都市部の緑化
モニタリング(森林法による取締り)	検査
1. 伐採 2. 製材 3. 植物の管理	1. 木材の輸出 2. 木材の輸入



図 4.6.5 林業省西部地域局業務案内板

## 2) 関連法令及び必要書類等

### (1) 合法的な伐採権

#### ① 土地所有権と借地権

フィジーの土地所有の特徴は、国土の 80 数%<sup>6</sup>以上の区域が伝統的な共有地（Native land あるいは iTaukei land とも呼ばれる）となっていることである。このため林業は共有地を借りて行われることが多く、今回の聞き取り調査においても共有地の重要性がいたるところで聞かれた。このため報告書では共有地に関して主に記述する。共有地以外の部分は国有地(Crown land あるいは State land と呼ばれている)と個人所有地(Free hold land)となっている。

この共有地の階層構造は次図のとおりである。共有地を構成する最小単位は Tokatoka と呼ばれ、集落内の親兄弟などの近親者数家族で構成されている。その上の階層は Mataqali と呼ばれる一族の集まりがある。その上は Yabusa、Vanua と続き、最終的には国レベルの Matanitu に統一される。

一つの集落を見た場合、集落の一部に共有地があるのではなく、全体が共有地であり、そのなかに宅地、耕作地、放牧地、林地などの様々な土地利用がある。また、一つの集落は複数の Mataqali によって構成されている。隣接 Mataqali とは尾根筋、川筋などが境界線となっているとのことではあるが、現実には曖昧な場合が多いようである。林業会社が借地権を設定し借地料を払うときなどは、曖昧な境界線が争いの元となり、放火され植林地の森林火災になると言われている<sup>7</sup>。

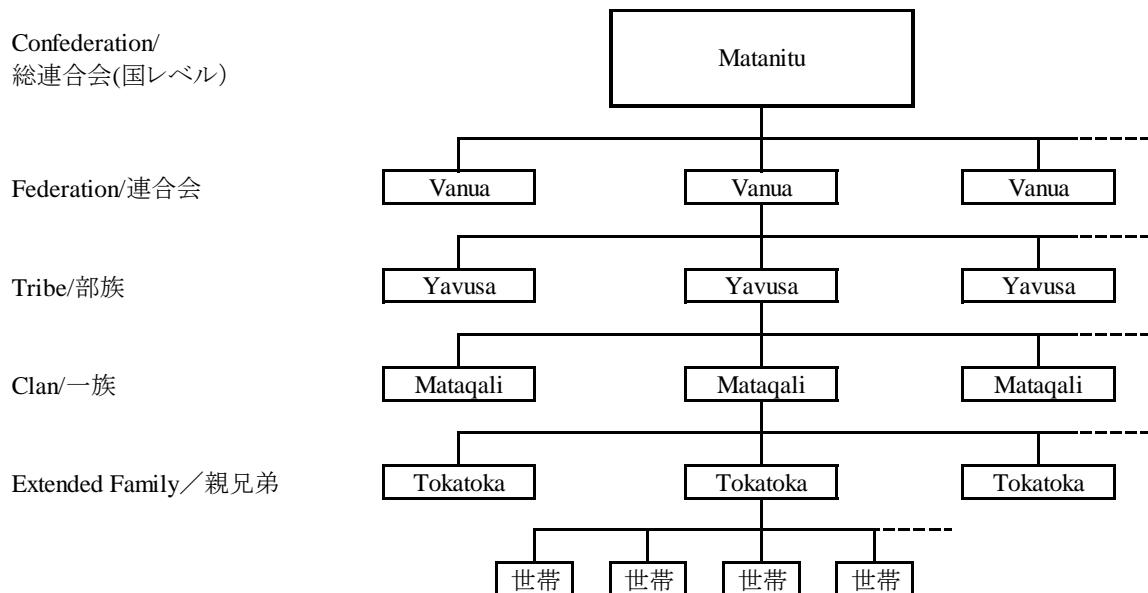


図 4.6.6 共有地の階層構造

共有地の所有権を移転することは禁じられており、土地を利用したい場合には借地権を取得する必要がある。借地権の設定は、世帯や Tokatoka を対象とするのではなく

<sup>6</sup> 資料により 83%、87%あるいは 90%など様々な数値が見られたが、国土の殆どは伝統的な共有地となっている。

<sup>7</sup> 放火の他に狩猟に使った火の失火も野火の主な原因として挙げられた。

Mataqali と契約を結ぶこととなる。しかし Mataqali と直接交渉するのではなく Native Land Trust Board(NLTB)（別称 iTaukei Land Trust Board(TLTB)）と呼ばれる共有地信託委員会（仮称）を通すことになっている。先ず借地申請書を NLTB に提出し、当委員会の管理の下で交渉を始めなければならない。隣接 Mataqali との境界線のトラブルについては NLTB が調査を行い仲介役となる。企業、個人が共有地で植林事業を行う場合の借地契約だけでなく、樹木を伐採する場合にも同様に NLTB への許可申請が必要である。Mataqali の構成メンバーが自身の住居を作る時に必要な樹木を伐採する場合も同様<sup>8</sup>である。なお、Mataqali の構成メンバーが個人として植林をしたいという場合にも、NLTB を通して本人が所属する Mataqali から借地することがある。そうすることによって、その植林木の所有権を明確にでき、収穫時に木材の所有をめぐるトラブルを避けているとのことである。借地権が成立すれば、NLTB は借地権を示す証書を発行する。なお、Mataqali からの借地には、借地料の他に NLTB への手数料も発生し、借地料の内 10%は NLTB が受領し、残りの 90%が Mataqali に配分されメンバーに振り分けられる。木材収穫による売り上げからも一定の割合が Mataqali に支払われるが、それについては後述の「(2)納税と使用料支払」で述べる。

## ② 森林面積

フィジーの森林面積は、Status of Tropical Forest Management 2011(ITTO 2011 年)によると、国全体の森林面積は 1,014 千 ha と推定されている。この森林面積は国土面積の 56% に相当する。またフィジー国会報告書<sup>9</sup> (33/2018)によれば、2014 年、2015 年それぞれにおいて天然林、マングローブ林、マツ林、マホガニー林の面積は表 4.6.4 のとおりである。ただし、この表には多数の小さい島々から構成されている東部地域<sup>10</sup>のデータは含まれていない。なお、天然林の数値が 1 年間で大きく減少している点について同報告書内でも議論されているが、その原因についての明確な記載はない。また、同国会報告書には国内の主な島に関しても木材資源量データは無いとの記載がある。

表 4.6.4 林種別の面積(ha)

	天然林	マツ林	マホガニー林	マングローブ林	計
2014 年	883, 156	77, 915	59, 548	54, 189	1, 074, 808
2015 年	526, 453	76, 171	58, 978	42, 601	704, 203

出典：Parliament Paper No.33/2108 Consolidated Annual Review of the Department of Forestry 2014-2015

## ③ 人工林

フィジーでは、1950 年代から政府直轄事業としてユーカリ、アカシアマンギウムなどの外来種を含め様々な樹種が試験的に造林されてきた。その中でカリビアマツとマホガニーが適しているとの結論に至り、現在では造林樹種はこの 2 樹種がほとんどである。政府直轄事業のうち、マツは Fiji Pine Ltd. (1991 年創業)、マホガニーは Fiji Hardwood Corp. Ltd. (1998 年創業)<sup>11</sup>に引き継がれている。

<sup>8</sup> 住民が伐採する場合の審査は緩く機械的に承認されることがある。

<sup>9</sup> Parliament Paper No.33/2018 Consolidated Annual Review of the Department of Forestry 2014-2015

<sup>10</sup> フィジーは全国を東部、西部、南部（南部を中央部と表記されている資料もある）、北部の 4 地域に区分しているが、小島の多い東部地域については森林のデータが整理されていない。

<sup>11</sup> Fiji Mahogany Act 2003 に基づいて業務を行っており、政府下の公社が、マホガニー産業の発展のために民間会社に移行したものである。

これらの人工林施業は、主にビチレブ島とバヌアレブ島で行われており、ビチレブ島の場合には、脊梁山脈を挟み降雨量の少ない北西部区域にマツが、降雨量の多い南東部区域にマホガニーが多い。これらの造林は共有地を借用して行われ、Fiji Pine Ltd.では全体で 83,000 ヘクタールの借地のうち約 24,000 ヘクタールがマツ林、Fiji Hardwood Corp. Ltd.の場合は、72,000 ヘクタール<sup>12</sup>のうち 52,000 ヘクタールがマホガニー林となっている。共有地の借地にあたっては造林適地だけを選定するのではなく、Mataqali との交渉のなかで急傾斜などの造林不適地を含んでいる一帯を借りることとなるため、借地面積に比べ造林木の生育面積が小さくなっている。

#### ④ 伐採許可

国土の 80 数パーセント以上が伝統的な共有地となっているフィジーにおいては、林業は共有地との関連が高く、NLTB からの承認が必要となることが殆どである。なお、伐採許可については、マホガニーとそれ以外に分けて取り扱われているため、ここでも両者を分けて記述する。

##### マホガニーの伐採

マホガニーの伐採に関しては、Forest Decree 1992 ではなく Mahogany Industry Development Decree 2010 により管理されており、当該 Decree により設置された Mahogany Industry Council (マホガニー産業委員会) が発行した Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice の基準に基づき施業が行われる。フィジー中央銀行の資料によれば、マホガニ一生産量の 95% は Mahogany Industry Development Decree 2010 の下に伐採されたものであり、残り 5 % は Forest Decree 1992 により伐採されている。

マホガニーの伐採は、Fiji Hardwood Corp. Ltd.<sup>13</sup>が直接行うのではなく、Mahogany Industry (Licensing and Branding) Decree 2011 に基づき、Fiji Hardwood Corp. Ltd.が伐採業者を審査し Mahogany Industry Council が伐採許可証を発行している。今回の調査時点では、伐採許可証を得ている業者は 13 社あるとのことであった。

これらの伐採業者は、山土場で丸太の形状を計測した後に図 4.6.7 の写真に示すタグを丸太木口に留めることになっている。このタグには、Fiji Hardwood Corp. Ltd.のロゴ、伐採区域の Mataqali 名、林班番号、ラベル毎の通し番号、材長 (m)、平均直径 (cm)、材質ランクが記載される。トラックへの積載、伐採区域外への搬出、製材所への入庫などはラベル番号を基に管理されている。なお、複数の伐採業者が同じ山土場に材を集め場合には混乱を避けるために別の色のタグを使用している。

このように通し番号で管理されたマホガニー材は最終的には、Fiji Hardwood Corp. Ltd. と Fiji Revenue and Customs Authority (フィジー国歳入税関局) の連名で「Fiji Pure Mahogany」として「Certificate of Legality(合法性証明書)」が発行される。証明書の様式は、フィジーの巻末図-5 のとおりである。なお、フィジーからのマホガニーの輸出先は、ドミニカ共和国、オーストラリア、ニュージーランド、米国などが主で、日本への輸出は今のところは無いとのことである。

<sup>12</sup> 72,000 ヘクタールのうち、極一部は国有地である。

<sup>13</sup> 以前は Fiji Hardwood Corp. Ltd.が植え付けから伐採搬出まで直営で行っていたが、現在は伐採搬出は伐採業者が行っている。

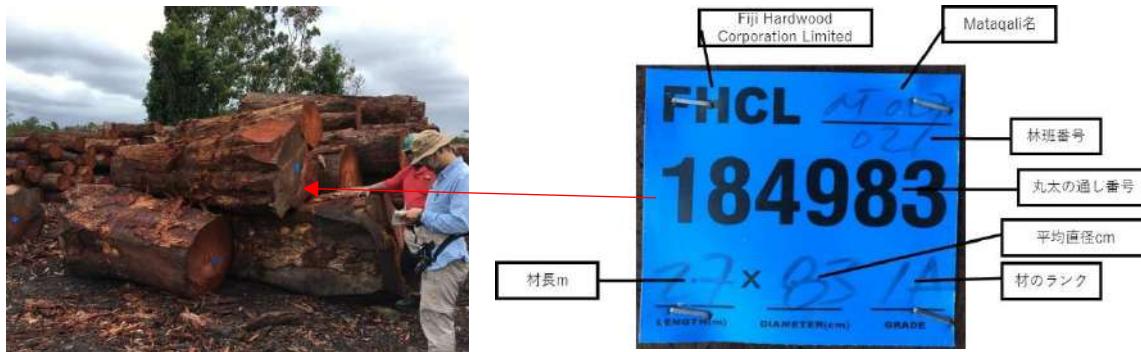


図 4.6.7 丸太管理のタグ

#### マホガニー以外の伐採

マホガニー以外の伐採については、林業省発行の Fiji Forest Harvesting Code of Practice に基づいて施業することが求められている。このコードには、伐採計画、林道設計、土砂流出防止対策、伐採手法、搬出手法など様々な基準が設けられており、この基準に基づいて伐採計画を審査し許可証発行の可否が判断される。

共有地からの借地における人工林伐採の場合には植林前に Native Land Trust Board(NLTB)の指導による Mataqali との土地リース契約は済んでいるため NLTB との協議は無いが、天然林伐採においては NLTB との協議が必要である。

伐採許可に限らず植林許可を含め林業活動の最終的な許認可権は林業省が持っているが、その前に NLTB の許可が必要であり、NLTB が申請書を受理するに当たっては、環境省による事前承認が必要となっている。林業省では、環境省、NLTB の 2 者が承認したことを示す書類を受理することが審査開始の条件となっている。今回の現地調査では NLTB への事業者が提出する申請書様式と NLTB が承認した旨を林業省に伝える書類の写しが入手できた。それぞれをフィジーの巻末図-1 と図-2 に示す。林業省内部の審査としては、上記の Fiji Forest Harvesting Code of Practice に記された作業基準に沿った伐採計画書となっていることの確認と、その作業と平行して伐採木を製材する製材所許可<sup>14</sup>の有無を確認し、適切となれば伐採許可がおりる。事業者からの申請から伐採許可までの流れは次のとおりである。

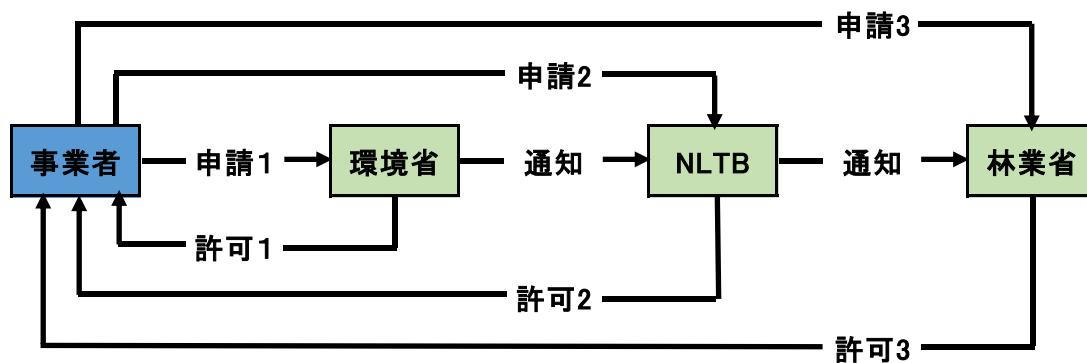


図 4.6.8 伐採許可の流れ

<sup>14</sup> フィジーでは製材業者が素材入手する方法は、立木の買付け、自社コンセッションでの伐採、素材業者からの買付けがある。

Forest Decree 1992 によれば、伐採許可証には次の 5 項目が記載されることとなる。する。

1. 許可証の発効日
2. 許可の期限日
3. 許可される施業の開始期限日
4. 許可される面積
5. 適正な伐採施業に関して許可森林官がつける条件

林業省から発行された伐採許可証の例は、フィジーの巻末図-3 のとおりである。

製材許可に関しては、「Section 35-Forest (Sawmills) Regulations (Cap. 150 Rev. 1985)」に基づき林業省の審査の下に許可証が発行される。この法令でいう Sawmill とは鋸引き、薄切り、チップ加工、ロータリーでのピーリングによる製材品、切削片、ベニアに加工する工場を含んでいる。製材許可証の例は、フィジーの巻末図-4 のとおりである。

なお、製材許可の新たな許可証の発行あるいは更新においては、次の 4 項目を確認し、適切でない場合には許可しないこととなっている。

1. 製材許可期間を通じて原木供給が確実であり適切であること
2. 申請書に記されている製材所の場所、配置、機械、道具類は、廃材の発生率が最少となるような高い質をもった材木を生産できるよう満足できかつ適切であること
3. 申請者の木材に関する保存処理法、保管、取り扱いが満足できること
4. 申請者の財務が適切であること

## (2) 納税と使用料支払

フィジーの林業に関する手数料などの支払いは、具体的な支払いのタイミングに関する情報は未入手であるが、次の項目がある。

### 1. 経費・手数料(Fees)

経費・手数料には次の 2 種類がある。

丸太計測費：林業省が樹種、伐採地に関わらず伐採された丸太材積に応じて徴収するもので、林業省による森林施業に関するモニタリング等の経費に当たられる。

地図費：林業省が伐採許可などに必要となる地図、計画書の経費として徴収するものである。

### 2. スタンページ (Stumpage)

スタンページは、森林施業を行う権利に対して地主が業者に支払いを求めるもので、丸太の製材所渡し価格から運搬費を控除したるものに一定の率で課せられる。その配分は、製材業者はコンセッション管理業者に一定率を支払い、コンセッション業者は NLTB に一定の率で支払う。また NLTB はその中から 10% の手数料を取り残り 90% を土地所有者 (Mataqali) に支払う。

### 3. 使用料 (Royalties)

ロイヤルティは林業省が徴収するもので、伐木造材費の地域性を考慮して 3 つの地域（南部、西部、北部）と 4 樹種区分（A、B、C、D）毎に 1 立方メートル当たりの額が設定されている。

共有地の借地に関しては、NLTB が次表のとおり樹種別にスタンページ、借地料およびプレミアムを設定している。上記にあるとおりスタンページの一部は、NLTB の手数料となっている。プレミアムは Mataqali に対して借地を促すためのインセンティブとして設定されており、借地人が借地料に加えて支払いを求められる。借地料およびプレミアムは 5 年おきに見直すこととなっている。

表 4.6.5 共有地におけるスタンページ他（2010 年）

樹種区分	スタンページ	借地料 Fiji ドル	プレミアム Fiji ドル
マツ	7 %	11 \$ /ha/年	15 \$/ha
マホガニー	10%	9 \$/ha/年	13 \$/ha
郷土樹種	10%	9 \$/ha/年	13 \$/ha

地主 (Mataqali) によっては、草地への放牧による畜産収益の方がマツ植林地への貸地料収益より大きいとの判断もあることから、マツ造林土地の確保のために地主への支払い額は上昇する傾向にあり、Fiji Pine 社では借地料として現在は上表の 11\$ /ha/年に代えて 13\$ /ha/年を支払っている。

### （3）伐採施業

#### ①林業（木材伐採）規則

伐採施業に関しては、前述の「合法的な伐採権」の項で述べたとおり、マホガニーに関しては「Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice」、その他の樹種に関しては「Fiji Forest Harvesting Code of Practice」に基づいて行われている。

#### ②保護地域及び樹種

##### 保護地域

フィジーには、表 4.6.6 に示すとおり国立公園、自然保護区などが全 20 箇所、合計 43,748 ヘクタールが指定されている。これらの指定は、内閣、林業省、NLTB によるものなどいくつかの形式に分かれている。表作成の参考とした「Action Plan for Implementation the Convention on Biological Diversity Programme of Work on Protected Area 2011」には、水源地についても 5 箇所の記載があるが面積が不明なため下表では割愛した。

表 4.6.6 国立公園、自然保護区等の指定

名称	指定者	指定年	面積 ha
Shigatoka Sand Dune National Park	内閣	1988	240
JH Garrick Memorial Park	National Trust	1986	428
Rabilevu Nature Reserve	林業省	1959	4,020
Naqarabuluti Nature Reserve		1958	279
Nadaribatu Nature Reserve		1956	93
Tomanivi Nature Reserve		1958	1,322
Vuo Nature Reserve		1960	1.2
Draunibota-Labiko Nature Reserve		1959	2.16
Vunimoli Nature Reserve		1968	20.2
Taveuni Forest Reserve		1914	11,160
Wabu Forest Reserve		-	1,200
Coloisuva Amenity Park		1952	91
Namenalala Island	NLTB	1984	43
Yadua Toba Island		2004	50
Waisali Reserve		1991	120
Monasavu Catchment		2004	1,000
Nabua Gorge-Ramsar Site		1997	640
Sovi Basin Reserve		2006	20,421
Bouma National Heritage Park	NLTB/林業省/ニュージーランド 政府間の覚書	1990	1,417
Koroyanitu National Heritage Park	個人	1989	1,200
合計面積			43,748

出典 : Action Plan for Implementation the Convention on Biological Diversity Programme of Work on Protected Area 2011 を基に作成。

### 保護樹種

CITES の付属書に記載のある樹種でフィジーに確認されているものについての情報は入手できなかったが、フィジー環境省から入手した Endangered and Protected Species Act 2002 には次の二つのカテゴリーに分けて絶滅の危惧のある植物種が整理されている。

1. フィジー固有種の中で CITES 付属書 I に掲載されておらず絶滅の危惧がある種
2. フィジー固有種の中で CITES 付属書 I、II、III に記載がなくかつ上記 1 のカテゴリーでもない絶滅の危惧がある種

上記のカテゴリーに該当する植物種の一覧をそれぞれフィジーの巻末表-2 および表 3 に示す。なお、これらの表においては、Endangered and Protected Species Act 2002 に記載されている植物から高木種を選定したが、判断が付かないものについては欄外に「\*」を付けた。

### ② 環境配慮事項

Fiji Forest Harvesting Code of Practice 及び Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice によれば、環境配慮として「森林衛生」に関して「燃料とゴミ」、「キ

「キャンプサイト基準」に分けて次のとおり記載されている。

### 森林衛生

#### 1. 燃料とゴミ

- 燃料補給、機械保守時の燃料漏れについては、保守を河川、水路から十分離れた平坦な場所で行うことで影響を回避しなければならない。燃料の保管、使用は囲いの中で行わなければならない。
- 機械操作に伴う燃料漏れは河川に影響を与えてはならない。汚染土壌は直ちに掘削し、森林官が承認した所定の処理場で処分しなければならない。
- 使用済みのオイルフィルター、グリースガン・カートリッジ、ドラム缶、塗料スプレー缶等は、森林官が承認した所定の処理場で処分しなければならない。

なお Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practiceにおいても環境配慮事項についてはほぼ同じであるが、「燃料とゴミ」に関しては次の2点も配慮事項となっている。

- 機械修理工場でこぼれたオイルが河川に流入することはあってはならない。汚染された土壌は速やかに掘り出し Fiji Hardwood Corp. Ltd.が認めた廃棄場所に移さなければならない。
- 機械がオイルの異常な漏れを起こした場合には、その機械を速やかに停止し、その漏れ状態が修復され Fiji Hardwood Corp. Ltd.によって承認されるまで運転してはならない。

#### 2. キャンプサイト基準

- 伐採作業員のキャンプは、労働安全衛生の要求事項に沿って各人の就寝場所、台所、食事場所、納戸、便所などを備えておかねばならない。
- キャンプサイトは、安全、健康的な環境の位置になければならない。
- キャンプサイトは衛生的な水が利用可能でなければならない。
- 蚊の発生を防ぐために、水タンクは適切なスクリーンを付け、キャンプサイトは一日以上にわたり水が溜まらないよう排水を良くしなければならない。
- 汚水は建物から最低 20 メートル離れて排水しなければならない。
- トイレは、全てのキャンプサイトに配備され、かつ飲料用の水源から少なくとも 100 メートル離れ、また就寝場所からは安全な距離でなければならない。
- ゴミ廃棄場所は、全てのキャンプサイトに配置されなければならない。かつ水路や水源からは少なくとも 50 メートル離れ、地下水表面より上部になければならない。
- 廃棄された機材、パーツ、廃油およびその容器などの全ての無機ゴミは、森林外へ持ち出し、指定された廃棄物収集センターで廃棄されなければならない。
- 次のキャンプサイトに移る前に伐採作業員はそのキャンプサイトを汚れのない元の状態に復帰させる責任がある。

#### 3. 防火

- 山火事の危険性が高い時期には、可燃物が除去された道路以外では禁煙である。
- タバコの吸殻およびマッチ棒は完全に火を消した後に捨てなければならない。
- 食事の準備、湯沸しあるいはその他の目的で火を使うときには、丸太、切り株あ

るいは樹木から 5 メートル以上離れなければならない。また地面は火元から 2 メートルは全ての可燃物を除去しなければならない。移動するときはそれらの火を完全に消さねばならない。

- 山火事時期あるいは山火事発生の多い時期には、野外で火を付けたり火を付けたままにしてはならない。
- 建物の内部およびキャンプでは、適切に設置された火床において火を付けなければならない。そこを離れる場合には完全に火を消さねばならない。
- 森林の中では、火の元から離れてはならない。
- 新たな場所へ移動する場合には元の状態に戻すことが伐採作業員の責任である。

#### ④安全衛生

伐採現場での安全衛生に関しては、Fiji Forest Harvesting Code of Practice および Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice のなかで、次の規定を設定している。

##### 1. 伐採機械の基準

全ての伐採機械は労働安全衛生の次の事項を含む要求事項に沿ったものでなければならない。

- 全てのチェーンソーは、労働規定にある安全装置（例えばブレーキ装置）が装備されなければならない。
- 全ての重機は、シートベルトが装備されなければならず、機械の操作時はそれを装着しなければならない。
- 全ての重機は、消火器と救急セットを装備しなければならない。
- 全ての重機は、転倒時保護構造の基準が確認された安全な運転台でなければならない。運転台は、安全かつ確実に備え付けられた座席でなければならない。
- 運転台は、いかなる方法によっても作り変え、ドリルでの穴をあけ、溶接あるいは変更を加えられるべきではなく、かつ損傷したブラケットやフレームを伸ばしたりしてはならない。
- 陸運当局は、使用する前に全ての損傷したキャブフレームを検査しなければならない。
- メインフレームあるいは運転台のいかなる部分も指定された高緊張ナットやボルト以外で締め付けてはならない。
- 機械は、自動復帰型ではないエンジン停止装置を備えたものとする。同装置は、「引く/停止」など明確な操作指示が記載され、操作者が通常の運転位置から容易に操作できなければならない。
- もし重機が公道あるいは林道を走る場合には、法令規則に沿った照明灯を装備しなければならない。
- 重機は、マフラーから火花が飛ばないようにするスパーク・アレスター<sup>15</sup>を装着しなければならない。またこの装置は作動状態を維持しておかねばならない。
- 全ての滑車、シャフト、ベルトおよびファンブレードは安全に保護されていなければならない。
- 機械操作は、操作に関係していない作業員が退避するまで始動してはならない。

---

<sup>15</sup> 排気管に取り付けて火の粉の飛散を止める装置

- 全ての重機は、陸運当局に登録しておかねばならない。
- 機械は、燃料あるいはオイル漏れがあつてはならない。
- ローダーおよびエクスカベーターには、適切な安全装置となるグラップルが装着されていなければならない。
- 全てのスキッダーには、良質の 40 メートル以上のワイヤーロープを搭載したワインチが装備されなければならない。ワインチは常時操作可能でなければならぬ。
- このコードに記載されていない新しい機械、例えばフォワーダーについては林業省<sup>16</sup>の許可を取る必要がある。
- ヘリコプターを含む全ての吊り上げ機は、Civil Aviation Authority of Fiji および労働省の審査を通過しなければならない。

## 2. 伐採監督

伐採作業における監督の責任に関しては、伐採計画書のなかに明示しなくてはならない。伐採監督は、問題を明らかにして時期を逸せずに改善行動がとれるように定期的に、少なくとも週ごとに作業状態を検査すべきである。

### 2.1 伐採監督の作業技能と倫理

伐採監督は、次の作業に関する正しい知識と技能を有しておくべきである。

- 労働者問題と契約作業合意に関する事項
- 事業者／コンセッション／伐採作業の合意事項
- 機械操作、機械の維持管理スケジュールおよび基本修理を含む伐採作業
- 伐採機械オペレーター、伐採許可を受けた者、林業省<sup>17</sup>および土地所有者との協議およびコミュニケーション
- 最新の救急処置受講証明書の所持と救急処置
- 管理チームおよび当該規約の要件を満たす伐採作業全般の計画立案と運営

### 2.2 伐採監督の主要任務

- 出来る限りの伐採前計画作成への直接関与
- 当規約順守を確認するため野外作業の直接的な監督
- 事業管理者側と現場スタッフの連絡役となり、輸送、支援業務等の調整を行うとともに、通信、輸送システムが現場スタッフ全員に常時利用可能であることを確認すること。
- 相互に関連する事項について事業管理者側と許可証保持者間との連絡調整
- 事業管理者側に直接の責任がある事項 ;
  - ✓ 工場・機械の操作者、伐採者、ドライバー、見習いその他の野外作業のために雇用された者による全ての業務
  - ✓ 事業者の生産目標が質量共に確実に達成されるよう全ての業務の調整
  - ✓ 法律により求められ、かつ事業者が求める記録とその提出
  - ✓ 伐採施業が本規約に定める安全基準に準拠していることの担保
  - ✓ 必要なときの救急措置

<sup>16</sup> マホガニーの施業では、Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practiceにおいて林業省ではなく Fiji Hardwood Corp. Ltd.による許可を取ることとなっている。

<sup>17</sup> マホガニーの施業では、Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practiceにおいて林業省ではなく Fiji Hardwood Corp. Ltd. (FHCL) による許可を取ることとなっている。

- ✓ 必要なときの負傷した作業員の迅速な病院への搬送手配
- ✓ 全ての労務災害の速やかな林業省への報告

## ⑤ 合法的な雇用

Fiji Forest Harvesting Code of Practiceにおいて伐採などの森林施業の中での労働環境に関する記述は前項の④のとおりであるものの、4.6.2-1)に示した 20 種の関連法令の中には雇用に関するものは含まれていない。Fiji Plantation Grown Mahogany Harvesting Code of Practice および Forest (Sawmills) Regulationについても同様である。一方、フィジーには EMPLOYMENT RELATION PROMULGATION 2007 (通称 EMPLOYMENT RELATION ACT 2007)という雇用に関する法律がある。この法律は、その第 3 条において、軍隊、警察、刑務所を除き、政府、政府関連組織、地方行政組織、法令権限組織、砂糖産業を含むフィジー国内の職場における雇用主及び労働者に適用されるとなっている。したがって、林業、林産業においてもこの法律が適用されると考えられる。

なお、「森林認証制度」の項で述べる FSC 認証を受けている事業者は、認定に当たつて労働に関する項目を厳しく審査されたとのことであり、国内基準より高いレベルの雇用環境の下で操業している状況が窺える。

## (4) 第三者の権利

### ① 慣習的な権利および先住民族の権利

慣習的な権利としては、フィジーでは 2)-(1)-①で述べたとおり、国土のほとんどが伝統的な共有地であることが特徴的であり、その土地の売買は禁止され所有権が維持されている。

## (5) 貿易と輸送

フィジー国内の木材の輸送に関しては、Fiji Hardwood Corp. Ltd.の管理の下で行われているマホガニーの輸送に関する情報が得られた。4.6.2-2)-(1)-④のマホガニーの項で述べたとおり、マホガニーは丸太に付けられたラベル番号で管理されている。Fiji Hardwood Corp. Ltd.は、コンセッション外へ丸太を搬出する時にトラックに積載する丸太のラベル番号を記載した Log Supply Statement (フィジー巻末図-6 参照) と、またその総括情報に相当する Log Delivery Pass (フィジー巻末図-7 参照) を作成する。これらの様式はそれぞれ色違いの 5 枚綴りとなっており、1 枚は発行箇所の現場の管理ステーションで保管し、1 枚は トラック 運転手が丸太と共に製材所まで運び製材所で保管する。その他は Fiji Hardwood Corp. Ltd.本部で保管することとなっている。

貿易に関する法令等の資料、情報は今回の現地調査では得られなかった。JETRO の WEB においてもフィジーについては記載がなかった。

## **4.6.3 森林認証制度**

### **1) FM 認証及び独自認証の普及概況**

フィジーにおける FM 認証としてはカリビア松を主に取り扱っている造林会社 1 社が FSC 認証を取得している。認証面積は FSC の WEB によると 85,385ha である。林業省によれば、フィジーにはその他の森林認証システムは無いとのことである。

### **2) CoC 認証の普及概況**

上記の FSC の FM 認証を取得している造林会社およびそのグループ会社で輸出向けの製材、木材チップを生産している会社は FSC の CoC 認証を取得している。また、4.6.2-2)-(1)-④で述べたとおり、Mahogany Industry Council の下では、ラベルを用いた独自のシステムにより「Certificate of Legality」を発行しており、これも CoC であると考えられる。

## **4.6.4 その他の関連情報**

特になし。

卷末表-1 フィジーの丸太生産量の推移

Fiji Bureau of Statistics - Key Statistics: December 2017  
 BUSINESS ACTIVITY

3.8 TIMBER PRODUCTION

Period	Round Wood Production			
	Native Species [cu.m]	Exotic Species [cu.m]	Mahogany [cu.m]	Total [cu.m]
<b>Yearly</b>				
1970	106,122	-	-	106,122
1971	100,000	-	-	100,000
1972	108,795	-	-	108,795
1973	126,847	-	-	126,847
1974	150,359	-	-	150,359
1975	129,069	815	-	129,884
1976	130,141	644	-	130,785
1977	166,246	745	-	166,991
1978	176,025	2,300	-	178,325
1979	171,917	3,573	-	175,490
1980	228,859	12,930	-	241,789
1981	208,000	12,315	-	220,315
1982	152,818	11,947	-	164,765
1983	167,033	18,050	-	185,083
1984	175,897	12,472	-	188,369
1985	193,872	11,983	-	205,855
1986	185,475	9,505	-	194,980
1987	238,057	8,544	-	323,501
1988	239,211	215,327	-	454,538
1989	181,086	26,530	-	446,716
1990	153,820	272,522	-	426,342
1991	120,077	357,806	-	477,883
1992	113,243	331,665	-	444,908
1993	130,901	399,269	-	530,170
1994	143,260	392,988	-	536,248
1995	129,506	470,572	-	600,078
1996	149,821	434,690	-	584,511
1997	151,941	428,741	-	580,682
1998	134,327	417,179	-	551,506
1999	83,030	389,691	88	472,809
2000	106,672	380,663	169	487,504
2001	113,847	370,930	2,624	487,401
2002	103,951	327,314	11,201	442,466
2003	132,293	411,410	32,580	576,283
2004	103,159	418,522	53,586	575,267
2005	94,397	375,387	56,177	525,961
2006	79,480	351,885	45,714	477,079
2007	62,239	331,701	43,977	442,917
2008	64,991	294,122	80,092	439,205
2009	59,614	267,858	63,675	391,147
2010	49,814	350,563	109,542	509,919
2011	34,349	33,6,020	95,856	466,225
2012	30,517	315,337	50,423	396,277
2013	38,052	391,480	59,422	488,954
2014	46,774	529,956	54,972	631,702
2015	54,349	414,117	52,004	520,470
2016	50,825	257,835	36,326	344,986

Sources: Ministry of Forest, Fiji Pine Ltd and Fiji Hardwood Ltd

出典：Fiji Bureau of Statistics-Key Statistics, December 2017

卷末表-2 フィジー固有種の中で CITES 付属書 I に掲載されておらず絶滅の危惧がある種

科名	学名	一般名
Annonaceae	<i>Polyalthia angustifolia</i>	
Araucariaceae	<i>Agathis vitiensis</i>	N da kua / dakua makadre
Caesalpiniaceae	<i>Kingiodendron platycarpum</i>	Moivi
Caesalpiniaceae	<i>Storckia vitiensis</i>	Vesida
Clusiaceae	<i>Garcinia pseudoguttifera</i>	Bulu
Clusiaceae	<i>Garcinia myrtiflora</i>	Iaubu
Cornbretaceae	<i>Terminalia vitiensis</i>	
Cunoniaceae	<i>Geissois ternate var 2</i>	Vuga
Cunoniaceae	<i>Weinmannia spiraeoides</i>	
Cunoniaceae	<i>Weinmannia vitiensis</i>	
Degeneriaceae	<i>Debeneria vitiensis</i>	Masiratu
Euphorbiaceae	<i>Bischofia javanica</i>	Koka
Lauraceae	<i>Endiandra elaeocarpa</i>	Damabi
Malvaceae	<i>Hibiscus storkii</i>	
Melastomataceae	<i>Medinilla kandavuensis</i>	
Melastomataceae	<i>Astronium floribundum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronium kasiense</i>	Rusila
Mimosaceae	<i>Acacia richii</i>	Qumu
Mimosaceae	<i>Mimosaceae spec.div</i>	Vavai-loa
Mimosaceae	<i>Mimosaceae spec.div</i>	Vavai-vula
Palmae	<i>Veitchia vitiensis</i>	
Palmae	<i>Veitchia filifera</i>	
Podocarpaceae	<i>Acmopyle sahniana</i>	nggmleve
Podocarpaceae	<i>Dacrycarpus imbricatus</i>	Amunu
Podocarpaceae	<i>Decussocarpus vitiensis</i>	Dakua salusalu
Podocarpaceae	<i>Podocarpus nerifolius</i>	Kuasi
Podocarpaceae	<i>Dacrydium nidulum</i>	Yaka
Proteaceae	<i>Turillia ferruginea</i>	Kauceuti
Proteaceae	<i>Turillia vitiensis</i>	Kauceuti
Rhamnaceae	<i>Alphitonia zizyphoides</i>	Doi
Rubiaceae	<i>Gardenia vitiensis</i>	Ndrenga, Ndrega, Meilango
Rubiaceae	<i>Mastixiodendron robustum</i>	Duvula
Sapindaceae	<i>Cupaniopsis leptobotrys</i>	Malawaci
Sapotaceae	<i>Manikara spec.div</i>	Bausagali-damu
Sapotaceae	<i>Manikara spec.div</i>	Bausagali-vula
Sapotaceae	<i>Planchonella garberi</i>	Sarosaro
Sapotaceae	<i>Planchonella umbonata</i>	Bauloa
Sterculiaceae	<i>Sterculia vitiensis</i>	Waciwaci
Suntalaceae	<i>Santalum yasi</i>	Yasi
Thymelaeaceae	<i>Gonostylus punctatus</i>	Mavota
Verbenaceae	<i>Gmelina vitiensis</i>	Rosawa

出典 : Endangered and Protected Species Act 2002 より作成

(注) 高木種かどうかの判断が付かないものについては欄外に「\*」を付けた。

卷末表-3 フィジー固有種の中で CITES 付属書 I、II、III に記載がなくかつ上記 1 のカテゴリーでもない絶滅の危惧がある種

科名	学名	一般名
Barringtoniaceae	<i>Barringtonia asiatica</i>	Vutu
Boraginaceae	<i>Cordia subcordata</i>	Nawanawa
Burseraceae	<i>Canarium harveyi var 1</i>	Kaunicina
Caesalpiniaceae	<i>Cynometra insularis</i>	Cibicibi
Caesalpiniaceae	<i>Intsia bijuga</i>	Vesi
Casuarinaceae	<i>Gymnostoma vitiense</i>	Velau
Chlysobalanaceae	<i>Parinari insularum</i>	Sa
Clusiaceae	<i>Calophyllum inophyllum</i>	Dilo
Clusiaceae	<i>Calophyllum vitiense</i>	Damanu
Combretaceae	<i>Lumnitzera littorea</i>	Sagali
Combretaceae	<i>Terminalia capitanea</i>	Tiviloa
Combretaceae	<i>Terminalia luteola</i>	Mbausomi tivi
Combretaceae	<i>Terminalia psilantha</i>	Mbausomi
Combretaceae	<i>Terminalia pterocarpa</i>	Tivi
Combretaceae	<i>Terminalia simulans</i>	
Combretaceae	<i>Terminalia strigillosa</i>	Tivi losi
Cunoniaceae	<i>Acsmithia vitiensis</i>	
Cunoniaceae	<i>Geissois imthurnii</i>	Vure
Cunoniaceae	<i>Geissois stipularis</i>	Vure
Cunoniaceae	<i>Geissois superba</i>	Vure
Cunoniaceae	<i>Geissois ternata</i>	
Cunoniaceae	<i>Spiraeanthemum graeffei</i>	Katakata, kutakuta, kutukutu
Cunoniaceae	<i>Spiraeanthemum serratum</i>	*
Cunoniaceae	<i>Weinmannia exigua</i>	*
Degeneriaceae	<i>Degeneria roseiflora</i>	Karawa yaranggele
Euphorbiaceae	<i>Endospermum robbieanum</i>	Kauvula
Gramineae	<i>Ischaemum byrone</i>	Hilo Ischaemum
Guttiferae	<i>Calophyllum amblyphyllum</i>	Ndamanu
Guttiferae	<i>Calophyllum leucocarpum</i>	*
Guttiferae	<i>Garcinia adinantha</i>	Raumba, mbulumanga, mbulumangaya
Loganiaceae	<i>Geniostoma calcicola</i>	*
Loganiaceae	<i>Geniostoma clavigerum</i>	*
Loganiaceae	<i>Geniostoma stipulare</i>	*
Loganiaceae	<i>Neuburgia macroloba</i>	Vathea
Melastomataceae	<i>Astronidium degeneri</i>	*
Melastomataceae	<i>Astronidium inflatum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium lepidotum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium pallidiflorum</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium saulae</i>	
Melastomataceae	<i>Astronidium sessile</i>	*
Melastomataceae	<i>Medinilla kambikambi</i>	Kambikambi
Mitheawa		
Meliaceae	<i>Vavaea amicorum</i>	Cevua
Meliaceae	<i>Xylocarpus granatum</i>	Dabi
Mimosaceae	<i>Samanea saman</i>	Raintree
Myristicaceae	<i>Myristica castaneifolia</i>	Kaudamu
Myrtaceae	<i>Cleistocalyx decussatus</i>	Yasimoli
Myrtaceae	<i>Cleistocalyx eugeniooides</i>	Yasiyasi
Palmae	<i>Alsmithia longipes</i>	
Palmae	<i>Balaka longirostris</i>	
Palmae	<i>Balaka macrocarpa</i>	
Palmae	<i>Balaka microcarpa</i>	
Palmae	<i>Balaka seemannii</i>	
Palmae	<i>Calamus vitiensis</i>	
Palmae	<i>Clinostigma exorrhizum</i>	
Palmae	<i>Cyphosperma tanga</i>	
Palmae	<i>Cyphosperma trichospadix</i>	
Palmae	<i>Gulubia microcarpa</i>	
Palmae	<i>Neoveitchia storkii</i>	
Palmae	<i>Physokentia rosea</i>	
Palmae	<i>Physokentia thurstonii</i>	
Palmae	<i>Pritchardia thurstonii</i>	
Palmae	<i>Veitchia joannis</i>	
Palmae	<i>Veitchia pedionoma</i>	
Palmae	<i>Veitchia simulans</i>	
Podocarpaceae	<i>Dacrydium nauisoriense</i>	Yaka, tangitangi
Podocarpaceae	<i>Podocarpus affinis</i>	
Rubiaceae	<i>Gardenia anapetes</i>	Tirikiloki
Rubiaceae	<i>Gardenia candida</i>	
Rubiaceae	<i>Gardenia grievei</i>	Ndelandrega
Rubiaceae	<i>Gardenia hillii</i>	*
Rubiaceae	<i>Guettarda speciosa</i>	Buabua
Rhizophoraceae	<i>Bruguiera gymnorhiza</i>	Dogo
Sapindaceae	<i>Pometia pinnata</i>	Dawa
Sapotaceae	<i>Palaquium hornei</i>	Sacau
Sapotaceae	<i>Palaquium porphyreum</i>	Bauvudi
Tiliaceae	<i>Trichospermum richii</i>	Mako

出典 : Endangered and Protected Species Act 2002 より作成

(注) 高木種かどうかの判断が付かないものについては欄外に「\*」を付けた。

卷末図-1 事業者から NLTB への伐採搬出申請の様式

ITAUKEI LAND TURST BOARD  
APPLICATION FOR LICENCE TO FELL AND EXTRACT FOREST PRODUCE

I/We hereby apply for a Licence to fell and extract produce:

NAME OF APPLICANT ..... HOME ADDRESS: .....

TEL NO. (RES) ..... POSTAL ADDRESS: .....

BUSINESS HOURS TEL NO: .....

NAME OF APPLICATION AREA: .....

ACREAGE (If not known give an estimate)

NAME OF LANDOWNING UNIT ..... N.L.C. NUMBER IF KNOWN..

PROPOSED LENGTH/PERIOD OF LICENCE .....

PROPOSED DATE OF COMMENCEMENT .....

ANTICIPATED RATE OF EXTRACTION PER YEAR ..... m<sup>3</sup> (minimum volume) .....

..... m<sup>3</sup> (maximum volume)

State your previous experience of logging and give details of any other licence held either now or in the past:

.....  
.....  
.....  
.....

WHAT ROAD ACCESS WILL YOU USE TO THE LOGGING AREA?

.....  
.....  
.....

WHO WILL MILL THE LOGS?

.....  
.....  
.....

WHERE WILL YOU SELL THE LOGS

.....  
.....

PROPOSED NUMBER OF EMPLOYEES:

SAWMILL : ..... LOGGING : .....

NAME OF CONTRACTOR (if different from applicant) .....

## 卷末図-2 NLTB から林業省への通知（事業者からの申請の承認）



Our Ref: 4/11/41160

11 September 2018

The Divisional Forestry Officer (Western)  
P.O. Box 605  
Lautoka.

Dear Sir,

Re: **Licence to Extract Maesoni Trees**  
Applicant: [REDACTED]

Our approval for a logging license has been granted to Uilasi Raituku on behalf of Matqali Koronisigalevu Wausi Village, Nadroga/Nevosa

This license authorizes the cutting and removal of timber with the following conditions:-

1. Felling and Extraction is confined to the area shown as edged yellow on the attached plan. The order and the rate of felling and removal of logs shall follow a plan to be provided by the Divisional Forestry Officer (Western) may impose.
2. That no license is granted over any land designated as protection forest.
3. That Licensee pays an Environmental Bond of \$5,000.00 (Five Thousand dollars) to the Department of Environment which may be refunded subject to inspection and minimal rehabilitation required at the expiry of the license.
4. No timber shall be removed from land where soil erosion or landslides are likely to result from such removal.
5. All logging shall cease from **twelve (12) months** from 01.09.2018.
6. The Contractor hereby authorized to fell and remove logs from the land is Abdul Fiaz Khan Logging.
7. It shall be Licensee's responsibility to arrange with this logging Contractor for the advance payment of Timber Royalty and Timber Premium to the Board (TLTB).
8. All commercial/obligatory logs species felled and measured must be removed and processed except those are rejected for natural defects.
9. All existing leases, licenses and other interest are excluded from this license.

**LAUTOKA**  
P.O. Box 605, 40 Dista Avenue  
P.O. Box 75, LAUTOKA  
Ph: (679) 888 0744  
Fax: (679) 888 0244

**NADI**  
Airport Central Building, Nadi  
Private Mail Bag, NADI AIRPORT  
Ph: (679) 621 2771  
Fax: (679) 621 2226

**LABASA**  
Macudu House  
P.O. Box 112, LABASA  
Ph: (679) 660 1702  
Fax: (679) 661 6547

10. It shall be the licensee's responsibility to obtain access to the Licence area.
11. The licensee shall arrange to clear the boundary of this license before any felling is made.
12. They have agreed on the new rates of royalty
13. The Board shall ascertain that the below conditions shall be adhered to the fullest degree.
  - (i) Fulfillment of all conditions pertaining to this Logging Licence and the Fiji National Logging Code of Logging practice.
  - (ii) Any deduction for compensation for any damages and/or breach of the License Conditions; the actual amount of compensation will be determined by the Board after the field inspection and assessment with the relevant authorities.

The owning unit is Matqali Koronisigalevu, Wausi Village, Nadroga/Nevosa to whom we will pay premium and royalty upon receipt from you.

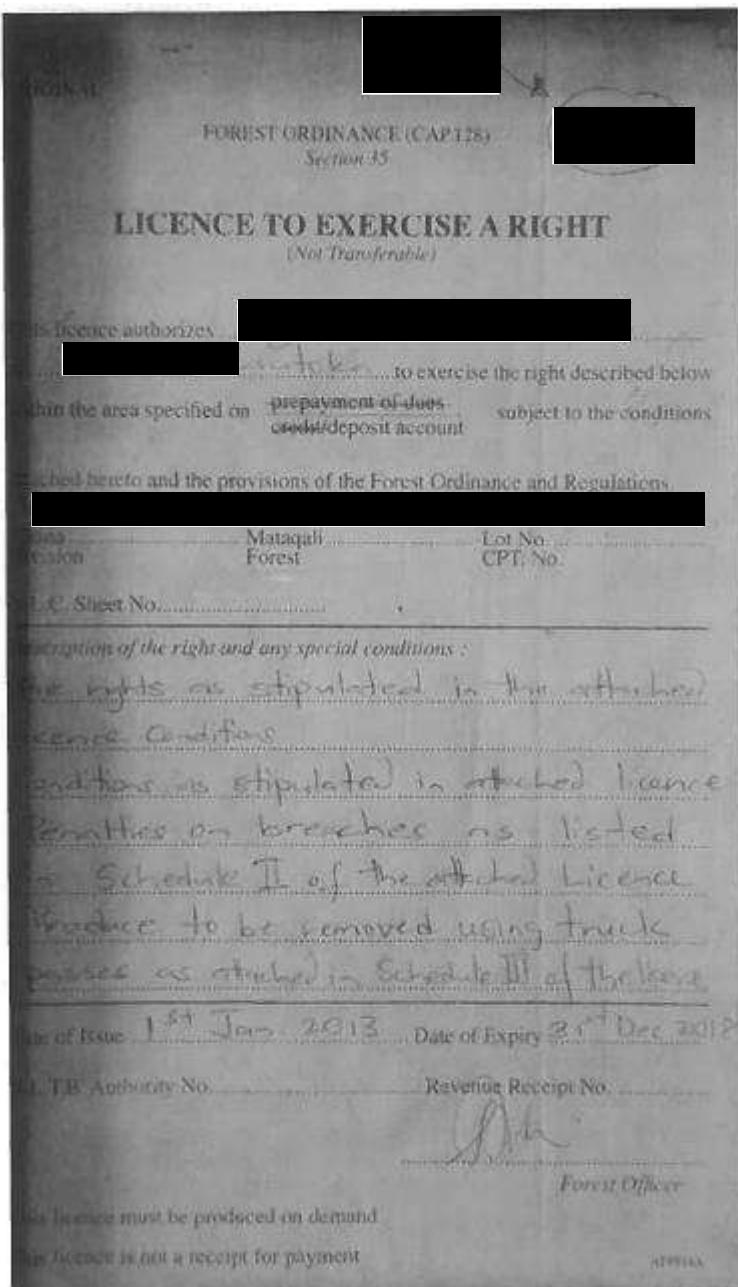
Yours Faithfully,

**MANAGER (SOUTHWEST REGION)**

**NAVI**  
Apia Central Office, Nadi  
Private Mail Bag, NADI AIRPORT  
Ph: (679) 972 3771  
Fax: (679) 881 3229

**LABASA**  
Macudu House  
P.O. Box 112, LABASA  
Ph: (679) 661 1702  
Fax: (679) 661 6746

卷末図-3 林業省から発行された伐採搬出許可の例



巻末図-4 林業省から発行された製材許可の例



卷末図-5 マホガニーの合法性照明書の様式

1280

SCHEDULE 3  
(Section 2)

**REPUBLIC OF FIJI**  
**CERTIFICATE OF LEGALITY**

THIS CERTIFICATE OF LEGALITY HEREBY CERTIFIES THAT THE UNDERMENTIONED CONTAINERS HAVE BEEN INSPECTED AND APPROVED AND THAT ALL CONTENTS THEREIN, CONSISTING OF MAHOGANY TIMBER (*SWIETENIA MACROPHYLLA*), HAVE BEEN GROWN AND HARVESTED FROM PLANTATIONS LOCATED WITHIN THE REPUBLIC OF FIJI IN CONFORMANCE WITH THE LAWS OF THE REPUBLIC OF FIJI AND ARE CITES EXEMPT. THIS CERTIFICATE OF LEGALITY FURTHER CERTIFIES THAT THE UNDERMENTIONED LICENSEE IS DULY LICENSED TO OPERATE IN THE REPUBLIC OF FIJI AND HAS PAID ALL APPLICABLE ROYALTIES, FEES AND TAXES TO THE REPUBLIC OF FIJI STEMMING FROM THE HARVEST, TRANSPORT AND COMMERCE OF THE CONTENTS OF THE CONTAINERS LISTED HEREIN.

LICENSEE NAME \_\_\_\_\_ LICENCE NUMBER \_\_\_\_\_

CONTAINER NUMBERS \_\_\_\_\_

VOLUME (cubic metres) \_\_\_\_\_

DATE ISSUED \_\_\_\_\_

FIJI HARDWOOD CORPORATION LIMITED  
INSPECTED AND APPROVED

FIJI REVENUE AND CUSTOMS AUTHORITY  
INSPECTED AND APPROVED

**FIJI PURE MAHOGANY**

出典 : Mahogany Industry (Licensing and Branding ) Decree 2011

卷末図-6 Log Supply Statement の例

Fiji Hardwood Corporation Limited					
LOG SUPPLY STATEMENT					
Date	10/05/05	Compt ID	NFT - 08	Coupe ID	NFT - 024
Logging Contractor		Logging Sub-contractor		Buyer	FHCL
Truck #		Loader #		Log Delivery Pass No.	83850
Owner		Owner		Loading	
Log #	Log Status	Grade	Length	Diameter (cm)	Volume (m) <sup>3</sup>
186 012	FCLR	1A	60	69	0.0 44.2
492 5	/ / /	1A	60	79	0.0 58.8
475 5	/ / /	1A	60	83	0.0 60.1
506 5	/ / /	2A	60	67	0.0 21
186 494	FCLR	1A	60	66	0.0 46
461 1	KLb	2B	60	58	0.0 22
481 1	ALC / KLb	1B	60	58	0.0 22
478 1	CLR	1A	60	56	0.0 14
186 479	4/R	2B	60	51	0.0 00
449 1	CLR	1A	60	52	0.0 05
473 1	KLb	2B	60	51	0.0 07
476 1	CLR	2A	60	52	0.0 01
186 454	/ / /	1A	60	73	0.0 96
500 1	/ / /	2A	60	63	0.0 41
- 511	Wash Klmb	4C	50	37	0.0 01
1 - 14825 /					
2 - 64423 /					
3 - 1047 /					
4 - 381 /					
Number of Logs	14	Total Volume (m) <sup>3</sup>	23.909		
FHCL Operator		Page	1	of	1
Name		Signature			
WHITE - ORIGINAL COPY. PINK - ACCOUNTS COPY. YELLOW - PAYMENT COPY. GREEN - CONTRACTOR COPY. BLUE ACCOUNTS COPY 2. WHITE BOOK COPY.					

巻末図-7 Log Delivery Pass の例

		Fiji Hardwood Corporation Limited	
<b>Log Delivery Pass</b> <span style="float: right;">69602</span>			
Delivery Date	20/02/2016	Time Leave Landing	11:25 am
This authority allows [REDACTED] (Contractor, Subcontractor, Cartage Contractor) to carry [REDACTED] m <sup>3</sup> of logs on Truck Registration Number [REDACTED] to [REDACTED]			
Bounding Point	NTR 079 028	Destination	NKRC Log Yard under
Right License Number:	2243	Log Supply Number:	83860
Total Number of Logs:	15 Logs		
Plantation:	NKRC	Compt ID:	LT-019
Division:	South	Coupe ID:	029
		Matiqali:	[REDACTED]
We certify that the above is correct <span style="float: right;">B</span>			
FHCL Representative	Truck Driver/Contractor		
<b>RECEIPT OF PRODUCTS BY CUSTOMER</b> I certify that I have received the above goods: <span style="float: right;">30/02/2016 12:41 pm</span>			
<b>CUSTOMER'S SAWMILL REP</b> (Please write name clearly and sign and affix or not stamp) <b>DATE &amp; TIME RECEIVED</b> <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>			
WHITE - CUSTOMER COPY, YELLOW - ACCOUNTS COPY, GREEN - PAYMENT COPY, PINK - CONTRACTORS COPY, BLUE - ACCOUNTS COPY 2, WHITE - BOOK COPY			